平成２３年（フ）第１５０号
青森市桜川４丁目34番17号　カーサプランタン104号
債務者　上野　篤志
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７７号
東京都町田市忠生４丁目４番地10シュガーハイツ302
債務者　村上　友路
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４８１号
東京都国分寺市新町１丁目２番地15
債務者　成澤　清治
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４９１号
東京都武蔵野市御殿山２丁目21番15号コスモスハイツ203
債務者　張本　英海
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０１号
静岡県浜松市中区富塚町132番地の１　アクアマリン202号、前住所浜松市中区和合町1234番地の８
債務者　鈴木　秀子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
静岡県磐田市西貝塚1436番地１メゾンエスポワールⅡ―101
債務者　鈴木　初美（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２２６号
静岡県浜松市天竜区船明950番地の１、前住所浜松市浜北区貴布祢1453番地の５
債務者　ＹｏｕＹｏｕこと　鈴木都貴雄
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
川崎市中原区井田２丁目10番26号　第１中山マンション202
債務者　今井　康雄
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
岡山県真庭郡新庄村5446番地
債務者　西田　　巧
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午前10時
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第５７０３号
東京都小平市花小金井南町２丁目６―15―202
債務者　長澤　　彰
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７２５号
東京都葛飾区堀切１丁目29―６―105
債務者　阿部　　隆
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７３４号
千葉県佐倉市稲荷台３丁目６―14―102
債務者　渡邊　研一
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７４２号
東京都荒川区南千住７丁目31―３―801
債務者　岸本真粧美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７６５号
神奈川県川崎市麻生区万福寺３丁目７－８－209
債務者　出澤　久美
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７７６号
東京都清瀬市梅園３丁目１―31　清瀬園
債務者　市原　勝典
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部